

# 貸借取引に付随する剰余金の配当及び株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領

昭和53年3月15日制 定

平成22年8月5日一部改定

貸借取引貸出し規程第20条に規定する貸借取引に付随する剰余金の配当（配当財産が金銭であるものについて処理するものとし、金銭分配請求権を含む。以下同じ。）その他の金銭の交付（以下「配当等」という。）及び株式分割等による株式を受ける権利の処理について、次のとおり定める。

## 第1 配当等の処理

（配当等）

1. 貸借取引の融資担保株券及び貸付株券の株式に付随する配当等は、配当等付最終売買日を申込日とする貸借取引において、金銭の貸付を受けている貸借取引参加者（以下「融資貸借取引参加者」という。）には、その銘柄の1株当たりの配当等相当額（所定の配当所得等に対する源泉徴収税額を差し引いた額）にその貸借取引参加者の融資担保株券の株数を乗じた額の金銭を払出し、また株券の貸付を受けている貸借取引参加者（以下「貸株貸借取引参加者」という。）からは、その銘柄の1株当たりの配当等相当額にその貸借取引参加者の貸付株券の株数を乗じた額の金銭を提供させることによって処理するものとする。

## 第2 株式分割等による株式を受ける権利等の処理

貸借取引融資担保株券及び貸付株券にかかる株式に付随する株式分割等による株式を受ける権利（株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利、募集株式の割当てを受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。）及び新株予約権の割当てを受ける権利（募集新株予約権の割当てを受ける権利及び新株予約権無償割当てによる新株予約権を受ける権利をいう。）の処理については、次のとおり行うものとする。

（権利の授受）

1. 株式分割等による株式を受ける権利を付与された貸借取引を行うことができる銘柄の株券（以下「旧株券」という。）を担保として当社から融資を受けている貸借取引参加者が、その新株式（新たに付与される既発行の株式を含む。以下同じ。）の引受け又は株式を受ける権利の行使（以下いずれも「引受等」という。）を希望する場合は、当社の差引融資残高株数に割り当てられる新株式の株数を限度として、その新株式を払出すことによって、また新株式の引受等を希望しない融資貸借取引参加者（以下「権利放棄貸借取引参加者」という。）及び貸株貸借取引参加者に対しては、当社が定める株式分割等による株式を受ける権利等の価額（以下「権利処理価額」という。）により算出した額の金銭を授受することによって処理するものとする。

(引受等の申込み)

2. 融資貸借取引参加者が新株式の引受等を希望する場合は、権利付売買最終日の貸借取引申込時限までにいずれの取引区分(貸借取引顧客取引分、貸借取引自己取引分、清算取次貸借取引顧客取引分および清算取次貸借取引自己取引分をいう。この場合、清算取次貸借取引顧客取引分および清算取次貸借取引自己取引分については非清算参加者ごとに管理されている区分をいう。以下同じ。)にかかる申込みであるかを明示のうえ行うものとする。

この場合申告できる各取引区分の希望数量は、各貸借取引参加者が権利付売買最終日まで貸借申込みを行った各取引区分のそれぞれの融資担保株券の株数(以下融資又は貸株の数は、当日までの貸借申込みにより貸付残高として算出されるものを基準とする。)の範囲内で、かつ、引受等による新株式が金融商品取引所が定める売買単位(金融商品取引所に上場されていない銘柄については、単元株式数(会社法第2条第20号に規定する単元株式数をいう。)を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下「単位」という。)の整数倍となる株数について、その旨を当社に申し込むものとする。ただし、単位の新株式の引受等に当たり、割当率の関係で単位に満たない新株式(単元株式数を定めない場合には、1株に満たない株式。以下「単位未満株式」という。)が生ずる場合には、その単位未満株数を最小とする数量に限り申し込むことができる。

(按分割当、売入札)

3. 当社は、前項の申込み株数とその銘柄の当社の差引融資残高株数を超過するときは、申込み株数に応じて、按分し割り当てるものとし、申込み株数が差引融資残高株数に満たないときは、差引融資残高株数から引受等の申込み株数を差し引いた株数(以下「入札元株数」という。)に係る新株式について単位株式と単位未満株式に区別して、売入札を行うものとする。この場合の売入札については、各貸借取引参加者はいずれの取引区分にかかる申込みであるかを明示のうえ行うものとする。

なお、按分による割当について、貸借取引参加者の異議の申立ては認めないものとする。

(その他の処理)

4. 前項の売入札によっても新株式を消化しない場合又は売入札によることが適当でないと認める場合は、取引所と協議のうえ、その処理を定める。

(入札されなかった単位未満株式の処理)

5. 入札により処理されなかった単位未満株式については次の(1)又は(2)の価格により権利付売買最終日のそれぞれの融資株数に応じて融資貸借取引参加者が引受等の申し込みをしたものとし、当社はその代金を一時立て替えることにより処理を行うものとする。

(1) 単位株式の入札がある場合の立替価格は、その落札最低価格から権利落売買日におけるその銘柄の午前10時現在の取引所の約定値段(気配表示が行われているときは当該気配値段。以下同じ。)の一定率を差し引いた価格とする。

(2) 単位株式の入札がない場合の立替価格は、前号の約定値段から一定率を差し引いた価格とする。

(貸借取引参加者への通知)

6. 新株式の引受等の申込み日時、その他必要な事項及び新株式に係る売入札の日時、入札に付する株数、その他必要な事項は、その都度、これを定めて貸借取引参加者に通知するものとする。

(権利処理価額)

7. 権利処理価額は別表「権利処理価額算出に関する表」により算出した価額とする。

(金銭の授受)

8. 融資貸借取引参加者及び貸株貸借取引参加者に対しては、前項各号に定める権利処理価額にその銘柄の権利付売買最終日を申込日とする貸借取引におけるその貸借取引参加者の融資担保株券の株数又は貸付株券の株数を乗じた額の金銭(以下「権利処理代金」という。)を授受するものとし、権利付売買最終日の貸借値段と権利落売買日の貸借値段とによって算出した更新差金と権利処理代金を合算し、その差額の金銭をその銘柄の割当日(株式分割等にかかる権利を受ける者を確定するための基準日をいう。以下同じ。)の翌営業日に授受することによって処理する。

(新株式の処理)

9. 引受等の申込みを行った貸借取引参加者は権利処理価額に割り当てられた株数を乗じて得た額の代金を、売入札において落札した貸借取引参加者は落札代金を、その銘柄の割当日の翌営業日に当社に支払い、当社から当該新株式の振替を受ける。ただし、単位未満株式にかかる権利については、新株式の振替に代え金銭により処理することができる。

なお、この場合において、当該新株式の振替を行うことができないときは、貸借取引参加者は当社発行の権利預り証を受領するものとする。

(貸株超過の場合の処理)

10. 権利付売買最終日を申込日とする貸借取引において、その銘柄が貸株超過の場合は、次のとおり処理する。

(1) その貸株超過株数にかかる新株式について、買入札を行うものとし、これによって買入れた新株式をその株券の借入れ先に払出すものとする。この場合の買入札については、各貸借取引参加者はいずれの取引区分にかかる申込みであるかを明示のうえ行うものとする。入札により処理されなかった単位未満株式については、当該新株式の代金相当額を借入れ先に交付する。

(2) 買入札に係る権利処理価額は、落札平均価格(単位未満株式の代金相当額を含む。)に新株割当率を乗じ算出した価格(銭位未満4捨5入)とする。

(3) その他の貸株超過の場合の処理は、前各項に準ずるものとする。

(単位未満新株式の売却代金の処理)

11. 当社は、単位未満株式について金銭処理を行う場合には、当該単位未満株式の買取請求を当該発行会社に対して行い、その売却代金は次により授受するものとする。

(1) 第2項ただし書により引受等を行った貸借取引参加者及び第3項により落札した貸借取引参加者に対しては、当該売却代金から当社が負担した諸費用を差し引いた金銭を交付す

ることによって処理する。

(2) 第5項により処理した場合は、当社が立て替えた代金及び払込立替金並びに当社が負担した諸費用と当該売却代金とを清算し、その差額については、権利付売買最終日における融資貸借取引参加者の融資担保株券の株数に按分して、これを清算金としてその貸借取引参加者に交付し、又はその貸借取引参加者から徴収するものとする。

(3) 前各号により金銭の受払い単価は厘位未満を切り捨てるものとする。

(その他)

12. 新株予約権の割当てを受ける権利については、前各項の規定に準じて処理するものとする。

13. 前各項の規定にかかわらず、貸借取引融資担保株券等及び貸付株券等にかかる株式に株式分割による株式を受ける権利又は株式無償割当て（貸借取引を行っている株式と同一の種類株式が付与される場合に限る。）による株式を受ける権利が付与された場合で、単位の整数倍の数の新株式が割り当てられたときは、次の方法により処理するものとする。

(1) 権利付売買最終日の当該銘柄にかかる各貸借取引参加者の取引区分ごとの融資株数及び貸付株数については、権利落日をもって、当該株数を当該新株式割当率（株式の分割又は割当てにおいて、分割又は割当て後の発行済株式総数を分割又は割当て前の発行済株式総数で除して得た数から1を引いた数。以下同じ。）に1を加えた数を乗じた株数に調整する。

(2) 権利落日の取引所における最終値段（気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。）がない場合には、権利付売買最終日の貸借値段を当該新株式割当率に1を加えた数で除した額（取引所が定める当該銘柄の呼値の単位未満は切捨てる。）に調整し、権利落日における貸借値段とする。

14. 前各項の規定にかかわらず株式分割等による株式を受ける権利等の内容につき、当該権利の行使条件、譲渡性及び換金可能性等を勘案して権利の処理を行うことが適当でない認められる場合は、取引所と協議のうえ当該権利の処理を行わないものとする。

15. 融資担保株券及び貸付株券の株式に付随する株主総会の議決権、株主帳簿閲覧権、株主優待等については、これを権利として処理を行わないものとする。

16. 貸借取引を行うことができる銘柄について、この要領に定めのない権利については、特に別に定めるもののほかは、取引所と協議のうえ、これを処理する。

17. 第7項によって定められた権利処理価額により当社が貸借取引参加者と株式分割等による株式を受ける権利等の代金を授受した結果、当社が支払超となったときは雑損、受取超となったときは雑益として処理する。

18. 前各項の株券にかかる規定は、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券および外国投資証券について準用するものとし、準用される規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。ただし、外国投資信託受益証券及び外国投資証券に準用する場合においては、第11項中「買取請求を当該発行会社に対して行い」とあるのは、「売却処分を行い」と読み替えるものとする。

## 付 則

この改定は平成18年5月1日から実施する。但し、改定後の第13項については、平成18年5月31日以降の日を基準日とする株式分割による株式を受ける権利又は株式無償割当てによる株式を受ける権利から適用する。

(別表)

## 権利処理価額算出に関する表

### 1. 引受等の申込みにより全株消化した場合

(1) 旧株券にかかる株式と同一の種類 of 株式又は同一の種類 of 株式を対象とする新株予約権を受ける権利が付与された場合

$$\text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} - \left[ \frac{\text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} + \text{払込額}}{1 + \text{新株式割当率}} \right] = \text{権利処理価額}$$

(注) 1. 払込額(下記(2)において同じ)

$$\text{新株式 1 株当りの払込額} \times \text{新株式割当率} = \text{払込額}$$

ただし、募集新株予約権の割当てを受ける権利にかかる権利処理価額を算出する場合には、「新株式 1 株当りの払込額」は「新株予約権の発行価額および新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額との合計額の 1 株当りの額」と読み替える。

2. 最終値段については、その日に約定値段がない場合にはその日の最終気配値段とし、その日に約定値段および最終気配値段がない場合には直近の約定値段または最終気配値段とする。

(2) 旧株券にかかる株式と異なる種類の株式又は異なる種類の株式を対象とする新株予約権を受ける権利が付与された場合

権利落日において当該異なる種類の株式が国内の金融商品取引所に上場されている場合

$$\text{旧株券の権利付売買最終日における当該異なる種類の株式の最終値段} \times \text{新株式割当率} - \text{払込額} = \text{権利処理価額}$$

上記 以外の場合

$$\text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} - \text{旧株券の権利落日の午前立会の 1 株当たりの平均売買代金 (銭未満四捨五入)} = \text{権利処理価額}$$

(注) 1. 最終値段については、その日に約定値段がない場合にはその日の最終気配値段とし、その日に約定値段および最終気配値段がない場合には直近の約定値段または最終気配値段とする。

2. 「午前立会の 1 株当たりの平均売買代金」については、旧株券に権利落日の午前立会において約定値段がない場合には「午前立会の 1 株当たりの平均売買代金」と、権利落日において約定値段がない場合には「最終気配値段」と読み替える。

ただし、権利落日において約定値段および最終気配値段がない場合には「旧株券の権利落日の午前立会の 1 株当たりの平均売買代金」とあるのは、「取引所と協議のうえ定める価格」とする。

3. 上記 により算出された価格が 0 円未満となる場合は、権利処理価額を 0 円とする。

### 2. 入札を行った場合

$$\text{入札元株数} \times \text{新株割当率} = \text{入札株数} = \text{落札株数}$$

$$\text{落札総代金 (当社が立て替えた単位未満株式の代金を含む。)} \div \text{落札株数} = \text{落札平均価格}$$

$$\text{落札平均価格} \times \text{新株割当率} = \text{権利処理価額}$$

### 3.1 および2に該当しない場合

#### 取引所と協議のうえ定める価格

注記1 算出した権利処理価額に銭位未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入する。ただし、権利処理価額に当該銘柄の売買単位の株数を乗じた金額について円位未満の端数が生ずる場合には、算出した権利処理価額に売買単位の株数を乗じて得た金額について生じる円位未満の端数を四捨五入し、これを売買単位の株数で除した金額とする。

注記2 入札元株数とは売入札の場合は、当社の保有する株数（差引融資残高株数）のうち入札に付した旧株数をいい、買入札の場合は品貸株数をいう。